（銀行監督専門官等）

第十条　［略］

（協同組織金融室及び地域銀行調整官）

第十一条　銀行第二課に、協同組織金融室及び地域銀行調整官一人を置く。

［項を削る。］

［項を削る。］

2～4　［略］

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

［条を削る。］

（銀行監督専門官等）

第十一条　［同上］

（地域金融生産性向上支援室等及び地域銀行調整官等）

第十二条　銀行第二課に、地域金融生産性向上支援室及び協同組織金融室並びに地域銀行調整官一人、主任地域金融調査官一人、地域金融調査官一人及び調査官一人を置く。

2　地域金融生産性向上支援室は、銀行第二課の所掌事務のうち地域金融機能の強化を通じた企業の生産性向上を支援するための政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

3　地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。

4～6　［同上］

7　主任地域金融調査官は、命を受けて、銀行第二課の所掌事務のうち地域金融機能の強化を通じた企業の生産性向上を支援するための政策の推進に関する事務に従事し、並びに地域金融調査官及び調査官の行う事務を整理する。

8　地域金融調査官は、命を受けて、銀行第二課の所掌事務のうち地域金融機能の強化を通じた企業の生産性向上を支援するための政策の推進に関する事務に従事し、及び調査官の行う事務を整理する。

9　調査官は、命を受けて、銀行第二課の所掌事務のうち地域金融機能の強化を通じた企業の生産性向上を支援するための政策の推進に関する事務に従事する。

（損害保険・少額短期保険監督室及び監督企画官等）

第十三条　保険課に、損害保険・少額短期保険監督室並びに監督企画官一人、保険計理官二人、保険サービス監視専門官二人、保険財務会計管理官一人、保険財務会計基準専門官二人、保険業務専門官一人及び保険数理専門官五人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　損害保険・少額短期保険監督室は、保険課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

イ　保険業を行う者（損害保険会社、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第九項に規定する外国損害保険会社等、同法第二百十九条第五項の特定損害保険業免許を受けた者の引受社員（同条第一項に規定する引受社員をいう。）及び少額短期保険業者に限る。）

ロ　保険持株会社（その子会社とする保険会社が損害保険会社であるものに限る。）及び保険業法第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社

ハ　船主相互保険組合

ニ　損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百二十八条各号に掲げる保険契約及び少額短期保険業者が保険者となる保険契約に係る保険募集に限る。）

ホ　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第二十三条の五第二項に規定する指定紛争処理機関

二　自動車損害賠償責任共済に関すること。

三　自動車損害賠償責任保険審議会の庶務に関すること。

3　損害保険・少額短期保険監督室に、室長を置く。

4　監督企画官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。